平成２３年（フ）第１０４８号
千葉県船橋市丸山３丁目40番30号
債務者　広瀬　真吾
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６２号
千葉県船橋市南三咲４丁目14番６号
債務者　山下　勝己
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９２号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目22番５号　幕張荘203号
債務者　中山　光之
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４１号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１シャルヴィ加古川310号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３Ｍプラザ加古川弐番館801号
債務者　谷口　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０８号
兵庫県姫路市勝原区下太田309番地
債務者　石田真由美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０２号
広島県福山市東川口町４丁目１番６号シティハイツさとうＡ103、旧住所広島県尾道市美ノ郷町三成220番地５
債務者　得能　悦史
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９９号
広島県福山市高西町２丁目７番７号、旧住所広島県福山市高西町真田40番地の４
債務者　マーク自動車こと　山本　昌吉
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２００号
広島県福山市高西町２丁目７番７号、旧住所広島県福山市高西町真田40番地の４
債務者　山本　　緑
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０１号
広島県福山市曙町５丁目４番41―１号　宝荘202号
債務者　山本　邦治
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１４号
広島県福山市曙町５丁目29番41―１号、旧住所広島県府中市本山町639番地の１
債務者　藤木　好夫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５８号
北海道勇払郡むかわ町穂別富内31番地１
債務者　加藤　則子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５８９号
仙台市青葉区川平４丁目31番２―302号
債務者　齋藤　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３６号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番６―508号
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８１１号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地325　レクセルガーデン幕張412号、申立時の住所仙台市若林区木ノ下２丁目１番30―503号
債務者　矢野　友香（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３６号
仙台市青葉区中山１丁目４番１号　メゾンド中山206、従前の住所仙台市青葉区荒巻本沢３丁目７番１―301号
債務者　高橋美起子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷１丁目26番地の９、従前の住所仙台市宮城野区蒲生２丁目７番地の１
債務者　菅野　　清
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係